

「基盤確立事業の認定を受けるには？」



みどりの食料システム法に基づく支援（需要の開拓・流通の合理化）

- みどりの食料システム法では、環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物等を用いて行う新商品の開発・生産や需要の開拓、当該農林水産物等の流通の合理化に向けた取組を「基盤確立事業」と位置づけ、その取組を促進しています。
- 基盤確立事業に取り組む事業者の方は、その事業計画（基盤確立事業実施計画）を作成し、国（主務大臣）の認定を受けることで、さまざまな支援を受けることができます。



● 認定の対象となる取組・認定要件

- 本制度は、環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物が再生産可能な価格で十分な量が流通され、付加価値の向上が図られることで、農林漁業者が**持続的に環境負荷低減に取り組める環境を整備**することを目指すものです。
- 認定の対象となる基盤確立事業の内容は、**法に基づく国の基本方針**に定めています。

取組類型	取組内容
環境負荷低減農林水産物等を用いて行う 新商品の開発、生産又は需要の開拓	環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物を活用した新商品の開発、製造又は当該新商品の販路の拡大を行う事業
環境負荷低減農林水産物等の 流通の合理化	環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物について、荷捌き業務の合理化、調製、保管若しくは配送の共同化、又は品質管理若しくは販売情報管理の高度化等、既に用いている流通の方式を改善し又は新たな流通の方式を導入する事業

主な認定要件

以下の要件に加え、「事業効果が広域的に波及するか」「事業内容に一定の先進性があるか」などの観点から審査を行います。

- 有機農産物や特別栽培農産物などの環境負荷の低減を図る取組を通じて生産された農林水産物を取り扱う取組であること
- 当該農林水産物を新たに取り扱う、又は従来よりも取引量を増加させるものであること
- 農林水産物の安定調達に向けた農林漁業者との取引関係を構築するものであること

「基盤確立事業の認定を受けるには？」



みどりの食料システム法に基づく支援（需要の開拓・流通の合理化）

● 主な支援内容

① 日本政策金融公庫等による低利融資 ※別途、日本公庫等による審査が必要となります。

みどり法に基づく計画を、食品等流通法の**食品等流通合理化計画**とみなして認定を受けることで、事業の実施に必要な食品等の製造施設、流通施設等を整備する場合に日本政策金融公庫の**食品流通改善資金**の貸付を受けられます。

② その他の支援措置

■ 行政手続のワンストップ化

事業実施に必要な施設整備等に関する農地転用許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の手続を、計画認定申請と同時に行うことができます。

このほか、さまざまな国の補助事業で採択ポイントの加算などの優遇が受けられます。

認定申請は**随時受け付けています**。認定をお考えの事業者の方は、取り組もうとしている事業内容が要件に合致するか等について、まずは**農林水産省に事前相談**をお願いします。

事前相談はコチラまで

農林水産省みどりの食料システム戦略グループ
midorihou_kankyo_bio@maff.go.jp ☎03-6744-7186

● 食品流通改善資金 <公庫農林事業>

有機農産物などの環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物等の流通の合理化のために必要となる食品等の製造施設、流通施設等の整備を**低利資金**で支援します。

対象者

基盤確立事業実施計画の認定を受けた食品等製造業者、食品等販売業者等
※中小企業者に限ります。

使途・支援内容

- 食品等の製造施設、流通施設等の取得等に必要な資金
(集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設等の改良・造成・取得など)

ポイント

農林漁業者と連携して行う取組が支援の対象となります

資金をご利用いただくためには、「農林水産物等の取引量が5年以内に概ね2割以上増加する」「取引関係が5年以上継続する」などの要件があります。まずは最寄りの公庫支店に御相談ください！

- 借入限度額：負担額の80%
- 借入金利：0.30%～0.95%(令和5年7月現在)
- 償還期限：25年以内

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

【留意点】公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

「有機農産物等の加工・流通施設の整備に活用できる 支援措置について知りたい」



農山漁村振興交付金のうち

● 農山漁村発イノベーション対策

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

実施主体

民間事業者等(農林漁業者、その団体と連携して取り組む中小企業者など)

使途・支援内容

- ① 農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)(3/10以内等、原則1億円以内)
(農林水産物処理加工施設、販売施設等の整備)
- ② 農山漁村発イノベーション推進支援事業(1/2以内等、500万円以内)
(農林水産物を活用した新商品開発、2・3次産業と連携した加工・直売の取組など)

主な採択要件

- ①は六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法に基づく計画の認定を受けること
 - ②は事業実施主体、地域要件を満たすこと
(事業実施主体に農林漁業者を必ず含む、農山漁村で行う取組であることなど)
- 等

ポイント

- ①は制度資金の融資等(スーパーL資金など)を活用して資金調達を行う必要があります
- ②は耐用年数3年以内の施設整備も実施可能です

問い合わせ先

最寄りの都道府県 又は 各地方農政局

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

令和6年度予算概算要求【新規】

● 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策(再掲)

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者による、有機農産物等の加工・流通施設等の整備などの取組を支援します。

実施主体

民間事業者等(食品加工業者、JAなど)

主な採択要件

- 県域等を越えて効果が波及する等広域性を持った事業計画であること
- 技術の普及度合に鑑み、先進性を持った事業計画であること
- 認定を受けた基盤確立事業の実施に必要な設備投資であること

ポイント

個社単位も活用可能です！まだ「みどり法の認定」を受けてなくても応募できます！
予算審査の過程で基盤確立事業実施計画の審査を同時に行います。まずは都道府県の交付金窓口にご相談ください

支援内容

- 基盤確立事業を実施するために必要なハード支援(1/2以内)
(食品加工施設、小規模物流拠点施設の整備・補改修など)
- 基盤確立事業を実施するために必要なソフト支援(定額)
(特定地域における有機農産物の需要調査など)

お問合せ先

最寄りの都道府県庁

「農産物の温室効果ガス削減の取組を発信したい」



温室効果ガスの削減効果を把握するために簡易算定ツールの作成しました。消費者にわかりやすいラベル化を通じて、**温室効果ガス削減とその「見える化」**に取り組んでみませんか。

● 温室効果ガス削減の「見える化」とは

- 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用削減、バイオ炭や堆肥の施用、水管理(水田)などの、生産者の栽培情報を用いて、定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減率に応じて星の数で分かりやすく表示します。



● 温室効果ガス削減の「見える化」実証の流れ

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域又は県の標準的栽培での排出量(品目別)}} = \text{削減率(\%)}$$

- ★ : 削減率5%以上
- ★★ : 削減率10%以上
- ★★★ : 削減率20%以上



① 栽培データ取得・計算

その地域での慣行栽培と比較して、温室効果ガスの排出を何割削減できているかを算定します。

② ラベル表示

削減率に応じて星の数を決定し、ラベルに表示します。
(削減率の閾値は実証で使用しているものです。)

③ 測定・検証

アンケートを行い、効果的な表示方法等について検討します。

生産者の皆様へ

- 1年分の栽培データがあれば、農産物を生産する際の温室効果ガスの削減率を算定できます。
- 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの利用(無料)を希望される方は、利用者情報の登録が必要です。

小売事業者等の皆様へ

- 小売店舗での販売や外食、加工品としてのお取扱いなど、「見える化」農産物の販売実証に参加いただける方を募集しています。

詳しくはコチラ



● 対象品目(令和5年度)

栽培方法	令和5年度実証の対象品目
露地栽培のみ	コメ、ほうれん草、白ネギ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、日本なし、もも、茶
施設栽培のみ	ミニトマト、イチゴ
両栽培方法とも対象	トマト、キュウリ、ナス、みかん、ぶどう

お問合せ先

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ(03-6744-2016)
Email: SCAFFF@maff.go.jp

「農産物の学校給食への活用や食育を進めたい」



教育支援体制整備事業費補助金のうち

● 学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業

地場産物や有機農産物の学校給食への活用にあたって、学校側や生産・流通側の調整役として仕組みづくりを担うコーディネーターの配置等、必要となる経費を支援します。

(令和6年度概算要求額 43百万円)

実施主体

教育委員会(市町村等)

採択要件

学校給食への地場産物・有機農産物の使用率を向上させる計画となっていること

支援内容

- 協議会の開催に必要な経費
(行政や学校関係者、コーディネーター、生産者等による協議会などの開催に必要な経費)
- コーディネーターの配置に必要な経費
(学校側や生産・流通側の調整役として仕組みづくりを行うコーディネーターの配置に必要な経費)
- 調理に必要な備品の購入経費
(フードカッターなど、調理時間の短縮や大量調理の円滑化のために必要となる備品の購入経費)
- 食材の一次加工にかかる経費
(そのままでは活用が難しい食材を生産者側で加工して納品してもらう際に必要な経費)

等 対象経費の1/3補助

ポイント

- ・ 各地の課題に応じて、仕組みづくりや人材の配置、備品の購入などさまざまな取組に活用できます。
- ・ 本補助金は直接市町村に交付される仕組みです。活用を御検討の際は、文部科学省まで御相談ください。

お問合せ先

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 食育推進係(03-5235-4111)

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

みどり認定ポイント加算対象※

※ みどり法に基づく有機農業に関する栽培管理協定を締結もしくは締結する予定である場合に加算

● 有機農業産地づくり推進(再掲)

有機農産物の学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者・事業者・地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりを推進します。

実施主体

市町村 又は 市町村を含む協議会

事業要件

- 有機農業産地の実現に向けた取組を実践するための有機農業実施計画を策定すること

ポイント

市町村が中心となって、生産から消費までの移管した取組や目標について計画を作成しましょう！
地域の関係者で検討会を実施し、有機農産物の生産、流通・加工、消費等の各段階における具体的な取組内容や目標、推進体制をとりまとめた有機農業実施計画を策定することにより、気運を醸成しましょう。

- 食品加工機械等をリース導入する場合、対象者、設備・機械の範囲、利用条件、契約条件、助成額に要件があるので、ご相談ください。

支援内容

定額(機械導入は1/2以内)

お問合せ先

最寄りの市町村 又は 各地方農政局生産部生産技術環境課

詳しくはコチラ



みどりの食料システム法の認定等に対する 主な国庫補助事業等における優遇措置の実施状況

みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減の取組を支援するため、以下の項目について、主な国庫補助事業等において採択審査時の加点などの優遇措置を実施しています。

- 都道府県・市町村が作成する基本計画に設定された**特定区域**(モデル地区)での取組
- 環境負荷低減事業活動実施計画(又は特定環境負荷低減事業活動実施計画)の認定(**みどり認定**)
- 基盤確立事業実施計画の認定(**基盤認定**)

事業名	特定区域	みどり認定	基盤認定	概要
みどりの食料システム戦略推進交付金	●	●	●	【各メニュー共通項目】 採択ポイント60点のうち最大20点を加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部又は一部を含む場合(令和5年中の設定見込みも含む)、10点を加算 ■ 事業実施主体の構成員がみどり認定又は基盤認定を受けている場合(令和5年中の認定見込みも含む)、各5点を加算 ※このほか、「有機農業産地づくり推進」では、有機栽培管理協定の締結に対して最大3点を加算
強い農業づくり総合支援交付金 (産地基幹施設等支援タイプ)	—	●	●	みどり認定又は基盤認定を受けている受益者が5割以上の場合、1ポイント加算
農山漁村振興交付金	—	●	●	【(例) 農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)】 以下のいずれかに基づいて実施する事業である場合にポイントを加算 ■ みどり法に基づく基本計画 ■ 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画 ■ 基盤確立事業実施計画
産地生産基盤パワーアップ事業 (うち新市場獲得対策のうち国産シェア拡大対策)	●	●	●	以下のいずれかに該当する場合にポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 ■ 事業実施主体の構成員がみどり認定若しくは基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合
国内肥料資源利用拡大対策事業	●	●	●	以下に該当する場合にそれぞれポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は令和5年中に特定区域の設定が見込まれる場合 ■ 事業実施主体の構成員がみどり認定若しくは基盤認定を受けている又は令和5年中に認定を受ける見込みがある場合
持続的生産強化対策事業の一部 (公募事業)	●	●	●	■ 特定区域を含む地域を事業実施地域として取り組む場合は1ポイントを加算できる(ただし、追加公募には適用しない) ■ みどり認定を受けている場合は1ポイントを加算できる、又は優先的に採択する(ただし、追加公募には適用しない) ■ 基盤認定を受けている場合は1ポイントを加算できる、又は優先的に採択する(ただし、追加公募には適用しない)

事業名	特定 区域	みどり 認定	基盤 認定	備考
国産小麦・大豆供給力強化総合対策	●	●	●	【うち 麦・大豆生産技術向上事業】 次のいずれかに該当する場合にポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 ■ 事業実施主体の構成員がみどり認定若しくは基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 【新たな麦・大豆流通モデル事業】 ■ 事業実施主体の構成員が基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合
稲作農業の体質強化総合対策事業 (うち米の超低コスト生産支援)	●	●	●	次のいずれかに該当する場合にポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 ■ 事業実施主体の構成員がみどり認定若しくは基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合
経営継承・発展等支援事業	—	●	—	申請時点においてみどり認定を受けている又は事業実施年度に認定を受ける見込みがある場合にポイントを加算
集落営農活性化プロジェクト促進事業	—	●	—	申請時点において、みどり認定を受けている場合にポイントを加算
「知」の集積と活用場による イノベーションの創出 (うちオープンイノベーション研究・実用化推進事業)	—	●	●	基盤認定又はみどり認定を受けた者が、研究グループに参画している場合に加算
「知」の集積と活用場による イノベーションの創出 (うちスタートアップへの総合的支援)	—	—	●	認定を受けた基盤確立事業実施計画に基づき策定された研究課題である場合に加算
農業支援サービス事業 インキュベーション緊急対策 (うちスマート農業機械等導入支援)	—	—	—	サービス実施主体が導入する農業機械が申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合に加算
林業・木材産業循環成長対策交付金の一部 ・高性能林業機械等の整備 ・木質バイオマス利用促進施設の整備 ・特用林産振興施設等の整備 ・コンテナ苗生産基盤施設等の整備	—	●	—	みどり認定を受け又はその申請をしていること

※記載の内容は令和4年度補正予算又は令和5年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している事業があります。また、優遇措置の内容等については、今後の令和6年度予算編成過程で変更があり得ることを御留意願います。

※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等を御確認ください。

MEMO

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI		2030年 目標		2050年 目標
温室効果ガス削減	① 農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)		0万t-CO ₂ (100%削減)
	② 農林業機械・漁船の電化・水素化等 技術の確立	既に実用化されている化石燃料 使用量削減に資する電動草刈機、 自動操舵システムの普及率:50% 高性能林業機械の電化等に係る TRL 6:使用環境に応じた条件 での技術実証 TRL 7:実運転条件下での プロトタイプ実証	2040年 技術確立	
	③ 化石燃料を使用しない園芸施設への 移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合:50%		化石燃料を使用しない施設への完全移行
	④ 我が国の再生エネ導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。		2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。
環境保全	⑤ 化学農薬使用量(リスク換算)の低減	リスク換算で10%低減		11,665(リスク換算値) (50%低減)
	⑥ 化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)		63万トン(30%低減)
	⑦ 耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha		100万ha(25%)
食品産業	⑧ 事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン(50%削減)		
	⑨ 食品製造業の自動化等を進め、 労働生産性を向上	6,694千円/人(30%向上)		
	⑩ 飲食料品卸売業の売上高に占める 経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める 経費の割合:10%		
	⑪ 食品企業における持続可能性に配慮 した輸入原材料調達の実現	100%		
林野	⑫ 林業用苗木のうちエリートツリー等が 占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による 炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合:30%		90%
水産	⑬ 漁獲量を2010年と同程度 (444万トン)まで回復	444万トン		
	⑭ ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖に おける人工種苗比率 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	13% 64%		100% 100%

